

カリキュラム改正に伴う本学保健医療学部看護学科の 新カリキュラム構築のプロセス

The Process of Developing a New Curriculum at Department of Nursing, Faculty of Health Sciences, Naragakuen University Due to Devisions to the Law

服部 律子*・吉村 雅世・西園 貞子・三浦 康代・嶋田 理博
小林 由里・佐藤 郁代・西出 順子・溝口 みちる

**Ritsuko HATTORI*, Masayo YOSHIMURA, Teiko NISHIZONO, Yasuyo MIURA
Michihiro SHIMADA, Yuri KOBAYASHI, Ikuyo SATO, Jyunko NISHIDE
and Michiru MIZOGUCHI**

要旨 (Abstract)

2018年から看護基礎教育検討会が開催され、これを受け 2020 年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布された。これに伴い、本学でも、看護基礎教育検討会報告書（厚生労働省）をはじめとして、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム～『学士課程においてコアとなる看護実践能力』の修得を目指した学修目標～」（文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」）、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」（日本看護系大学協議会）も踏まえながら、育成しようとする学生像や能力の検討から開始し、3ポリシーを見直し、新カリキュラムを構築した。

教員全員が共通理解のもとに同じ方向を目指して協力しながら教育に携われるようにするためにも、新入生が目指す方向を具体的に理解できるようにするためにも、ポリシーや育成する学生像、育成する能力をより具体的に示す必要がある。今回の取り組みでも育成する能力をできるだけ具体的に示し、カリキュラム検討ワーキンググループで検討を重ねながら、それらの能力の育成を目指し段階的に学修できるカリキュラムを作成した。

今後はこの新カリキュラムと3ポリシーのもとに教員が協力して教育にあたるとともに、カリキュラムの評価を行なながら更なる改善にむけた取り組みを行っていきたい。

キーワード：カリキュラム開発、看護学、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

I. はじめに

2018年4月から厚生労働省「看護基礎教育検討会」において、看護教育の内容や方法についての検討が開始され、10回にわたる検討の結果、2019年10月に「看護基礎教育検討会報告書」¹⁾が出され、これを受けて2020年、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布された。

大学における看護基礎教育については、この保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）の一部改正の前に、2017年に文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」から「看護学教育モ

モデル・コア・カリキュラム～『学士課程においてコアとなる看護実践能力』の修得を目指した学修目標～^②（以下、モデル・コア・カリ）が発表され、2018年には日本看護系大学協議会から「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」^③（以下、コアコンピテンシー）が発表されてきた。

本学保健医療学部看護学科（以下、本学）では、モデル・コア・カリキュラムやコアコンピテンシー、今までのカリキュラム評価の結果等も踏まえながら、看護基礎教育検討会の検討結果に対応した新カリキュラムを構築するため、2019年7月からカリキュラム検討ワーキンググループを中心として取り組みを開始することとした。

カリキュラム検討ワーキンググループは、看護学科に2016年度より設置されているワーキンググループの1つで、各看護学領域の委員で構成され、カリキュラム評価の方法等について検討したり、それに基づくカリキュラム評価を行ったり、その結果から課題を明確化しその改善に向けた取り組みを行うワーキンググループである。このワーキンググループで検討した内容（表1）を看護学科教授会に諮りながら取り組んだ。本稿ではそのプロセスについて報告する。

表1 カリキュラム検討ワーキングにおける検討の経緯

年度	開催日	検討内容(カリキュラム構築関連部分のみ抜粋)	年度	開催日	検討内容(カリキュラム構築関連部分のみ抜粋)
2019年度	7月24日	・育成する学生像の検討	2021年度	4月14日	
	10月23日	・看護基礎教育検討会報告の確認		4月28日	
	11月20日	・育成する学生像の検討 ・在宅看護論の位置づけの変更への対応の検討		5月19日	
	12月18日			5月26日	・カリキュラムの検討(科目と学修内容)
	1月29日	・育成する学生像と必要な力の検討		6月9日	
	3月10日	・求める入学生像の検討		6月23日	
	5月27日	・ディプロマポリシーの検討		6月30日	
	6月24日	・ディプロマポリシーの検討		7月13日	・カリキュラムの検討(科目と学修内容)
	7月22日	・アドミッションポリシーの検討		7月28日	・時間割編成の確認
	8月31日	・カリキュラムポリシーの検討		8月8日	・カリキュラムマップの最終確認 ・科目担当者の最終確認
2020年度	9月23日			8月17日	・科目概要と科目担当者の最終確認
	10月14日	・カリキュラムポリシーとカリキュラム構成の検討		9月22日	・カリキュラムの読み替え
	10月28日			10月27日	
	11月18日			11月17日	・カリキュラムツリーの作成
	12月9日			12月15日	
	12月16日			3月23日	・専任教員以外が担当する専門基礎科目、専門科目のコーディネート領域
	1月6日				
	1月27日	・カリキュラム構成の検討			
	2月17日				
	2月24日				
2021年度	3月10日				
	3月24日				

表2 カリキュラム検討ワーキングの構成

年度	ワーキンググループのメンバー
2019年度	服部、中馬、嶋田、三浦、山口、吉村、小林、西本、佐藤、山崎
2020年度	服部、吉村、嶋田、西薦、三浦、小林、佐藤、西出、林、溝口
2021年度	服部、吉村、嶋田、西薦、小林、佐藤、井上(葉)(10月から三浦に交代)、西出、林(10月迄)、溝口

II. 新カリキュラム構築の取り組み

1. 育成しようとする学生像と構成する能力の検討

新カリキュラムを構築するのを機に3ポリシーを見直すこととなり、まず、本学で育成しようとする学生像の検討から開始した。「基礎教育検討会報告書」では、看護基礎教育の検討の背景として、人口及び疾病構造の変化や療養の場の多様化等を踏まえ、地域医療構造の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、その中で看護職員には対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められていると述べられている。育成する学生像の検討にあたっては、本学の教育理念や目的、保健医療学部の教育理念や目的に加え、このことも踏まえながら検討を重ねた。

育成する学生像の検討に続いて、その学生像に向けてどのような能力を育むかを明らかにするため、学生像を構成する能力について検討した。構成する能力の検討にあたっては、これらの能力を身につけたことをどのように評価するか、評価が可能ななかたちで具体的に示すことを意識しながら検討を進めた。学生像と構成する力は表3に示したとおりである。

表3 育成する学生像と育成する能力

育成する学生像	構成する能力
1. 確かな看護実践力を備えた人	1) 看護の対象となる人と人間関係を築く力 2) 看護の対象者となる人を全人的に捉える力 3) 知識をもとに根拠に基づいて臨床判断できる力 4) 臨床判断に基づいて安全安楽に看護を実施し、評価できる力 5) 看護の対象となる人を尊重し、対象者を中心に据えた看護が実践できる力 6) 意思決定を支援できる力
2. 地域で生活する人を支援できる人	1) 対象者を生活者として捉える力 2) 対象者が生活するコミュニティの特性を把握できる力 3) 対象者が生活する地域の資源を活用し、対象者を支援できる力
3. 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる人	1) 倫理原則に基づいて考える力 2) 対象者の文化的背景を理解できる力 3) 多様な価値観を尊重できる力 4) 対象者の自己決定を尊重できる力
4. 課題解決に向け多職種と協働できる力	1) 看護の専門性を他者に伝えることができる力 2) 関係する他職種の役割と機能が理解できる力 3) 課題解決に向け、チームメンバー間で目的を共有できる力
5. 自己を振り返り主体的に学び続ける力	1) 社会の変化を捉える力 (1) ものごとの本質を捉えようとする姿勢 (2) 幅広く情報を捉える力 (3) ものごとを探究する力 2) 自己を理解する力 3) 自己の課題を見出す力 4) 自己の課題解決に向け主体的に行動できる力

2. ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの策定

育成する学生像とそれを構成する能力からディプロマ・ポリシーを策定し、次にアドミッション・ポリシーを策定した。アドミッション・ポリシーの検討にあたっては、本学で4年間学修しディプロマ・ポリシーを達成するために入学時に備えておくべき、核となるものはなにかについて議論を重ね、表4のような内容となった。

3. カリキュラム・ポリシーの策定とカリキュラムの編成

育成する5つの能力のうち「確かな看護実践力」「コミュニティ（地域）で生活する人を支援できる力」「人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力」「課題解決に向け多職種と協同できる力」については、並行して1年次から段階的に学修することで看護を実践する力を育成できるようにすることとした。

表4 看護学科の3ポリシー

ディプロマ・ポリシー

本学所定の課程を修め、次の能力を修得した者に学士(看護学)の学位を授与します。

1. 看護の対象となる人を生活者として全人的に理解し、科学的思考に基づいて質の高い看護を実践できる力
2. 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力
3. 課題解決に向け多職種と協働できる力
4. 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するため、共通教育科目、専門基礎科目、専門科目の3つの科目群を設け、次のような方針で教育課程を編成します。

1. 教養を身につけ、科学的思考を育み、人間力を磨くための科目を1年次から4年次までに配し、成長に応じた学びができるようにします。
2. 看護の対象となる人を全般的に理解して看護を実践できる力を身につけられるようにするために、生活者としての人間を理解する科目、看護の基礎を学ぶ科目、人間の発達段階や看護を実践する場の特性に応じた看護を学ぶ科目を段階的に配します。
3. 多職種と協働して看護を実践できる力を修得できるようにするために、専門職としての協働のあり方を学ぶ科目を1年次から段階的に配するとともに、日々の学びの体験の中で他者と協働する力を獲得できるような多様な学習方法を取り入れます。
4. 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力を育むため、1年次の大学での学び方を学ぶ科目に始まり、4年次の課題探究型の実習と卒業研究まで、幅広い情報の捉え方やものごとの探究の仕方について学ぶ科目を配し、多様な学習方法を取り入れ、主体的に行動したり、自ら課題を発見したりできるようにします。

アドミッション・ポリシー

1. 看護を志し、人を支えることに関心がある人
2. 探究心がある人
3. 自分の決めた目標に向かって努力できる人
4. 読解力のある人
5. 人の話を聞いて理解できる人
6. 自分の考えを言葉で伝えることができる人

「自己を振り返り主体的に学び続ける力」の育成に向けては、科目を設定するだけでなく、全科目において学習方法を工夫し、各科目の学修を通して育成できるようにすることとした。その導入として、1年次に「ラーニング・スキルズ」と「ライティング・スキルズ」を設け、集大成として4年次に課題探求型の統合看護実習と卒業研究を科目として設定した。

1) 看護実践力の育成

看護実践力の育成に向けては、看護の対象となる人を生活者として全般的に理解できるよう人間や健康、人をとりまく環境について学ぶ科目を専門基礎科目として設定することとした。看護の考え方や方法については、看護の基盤となる理論や技術など看護の基礎について学んだ後、発達段階に応じた看護や、医療機関だけでなく地域や在宅など看護を実践する場の特性に応じた看護について段階的に学べるよう科目を配することとした。

また、看護の基礎について学ぶ科目を1年次前期からくさび型に配し、看護に関心を抱いて入学してきた学生が、入学直後から看護の学びをスタートさせられるようにするとともに、入学者の特性を踏まえ、早い段階から、看護の対象となる人と人間関係を築くための基盤となる、コミュニケーション論について学べるよう計画した。

4年次にはそれまでの学びを統合して実践できる力の育成を目指した科目を配するとともに、看護学の学びを拡げたり、特定のテーマについて深めたりするための選択科目を設けることとした。

2) 人間力を磨く

看護を実践する基盤として、教養を身につけ、科学的思考を育み、人間力を磨く科目を共通教育科目とすることとした。これらの学修については、1、2年次に限るのでなく、様々な学修を経て成長した段階で学ぶことで深い学びとなることも考え、学習時期を定めず、1年次から4年次までの間に学ぶこととした。

ただし、導入科目と、語学や情報機器の操作、情報の分析、倫理学や哲学など、主体的学習や科学的思考の基盤となったり、看護学を学ぶ上での基盤に位置づいたりする科目は必修科目とし、1年次の間に学修するよう計画し

た。

3) 本学が自由に設定する実習

今回の指定規則の一部改正では、臨地実習 23 単位のうち 6 単位については、各養成機関が自由に設定することができることとされた。この 6 単位をどのように開講するかについて検討した結果、さらなる高齢化が進み、疾病構造の変化や療養の場の多様化等を踏まえ、急性期から回復過程、障害適応、エンドオブライフなど様々な時期にある患者とその家族を包括的に捉えて看護できる力や、これらの時期を連続線上で捉えて看護できる力は看護実践力の育成の中でも重要な位置づけにあると考え、成人・老年看護学実習として設定することとした。

4) 保健師課程

今回の指定規則の改正では、保健師課程については、疫学データ及び保健統計等を用いて地域をアセスメントし、健康課題を有する対象への継続的な支援と社会資源の活用等の実践能力を強化することや、施策化能力の強化、産業保健・学校保健における活動の展開や、健康危機管理等で求められる能力の強化が示され、単位数が 3 単位増加された。

本学の保健師課程カリキュラムについても、この点の教育を、事例を用いた演習を展開するなどして強化できるよう「保健医療福祉行政論 II（政策形成過程）」と「公衆衛生看護管理論」を新設した。

5) 助産師課程

助産師課程については、周産期のメンタルヘルスやハイリスク妊娠婦への対応、正常からの逸脱の判断や異常を予測する臨床判断能力、緊急時に対応できる実践能力を強化するための助産診断・技術学の教育内容の充実と、産後うつや虐待等の支援として、地域における子育て世代を包括的に支援するために産後 4 か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の教育内容の充実が示された。

これを踏まえ、本学の教育内容を見直し、現行の助産診断・技術学 I から III の 3 科目からハイリスク妊娠婦への助産に関する内容を独立させて「助産診断・技術学 IV（ハイリスク周産期）」を新設し、助産診断・技術学 I から III の教育内容を見直し、産後 4 ヶ月までの母子のアセスメントに関する教育内容を組み込んだ。さらに、保健師課程と合同で「保健医療福祉行政論 I」を学べるようにし、地域母子保健に関する学びを強化させた。

III. まとめ

今回の指定規則の改正に伴い、本学では、看護基礎教育検討会報告書を踏まえながら、主体的に考え看護を実践できることや、卒業後も自律して学び続けられることを重視して、育成しようとする学生像や育成する能力を検討し、3 ポリシーを見直し、新しいカリキュラムを構築した。

2019 年度から 2021 年度まで 3 年間にわたる取り組みで、途中、育成する学生像と能力が決定した段階でワーキンググループのメンバーの入れ替わりがあり、ディプロマ・ポリシー策定にあたり、再度、育成する学生像や能力を確認しながらの検討が必要となり、想定以上の時間を要することもあった。これは、様々なバックグラウンドや教育観をもつ教員が共通理解のもとに教育に関わることの難しさを示しているともいえる。教員も入れ替わりがあり、カリキュラムの検討段階で在籍していなかった教員が教育に携わることは常にある。教員全員が共通理解のもとに同じ方向を目指して協力して教育に携わるようにするために、新入生にも具体的に自分たちが目指す方向を理解できるようにするためにも、ポリシーや育成する学生像、育成する能力をより具体的に示す必要がある。

今後はこの新カリキュラムと 3 ポリシーのもとに教員が協力して教育にあたるとともに、カリキュラムの評価を行なながら更なる改善にむけた取り組みを行っていきたい。

看護学科(看護師課程)カリキュラムツリー

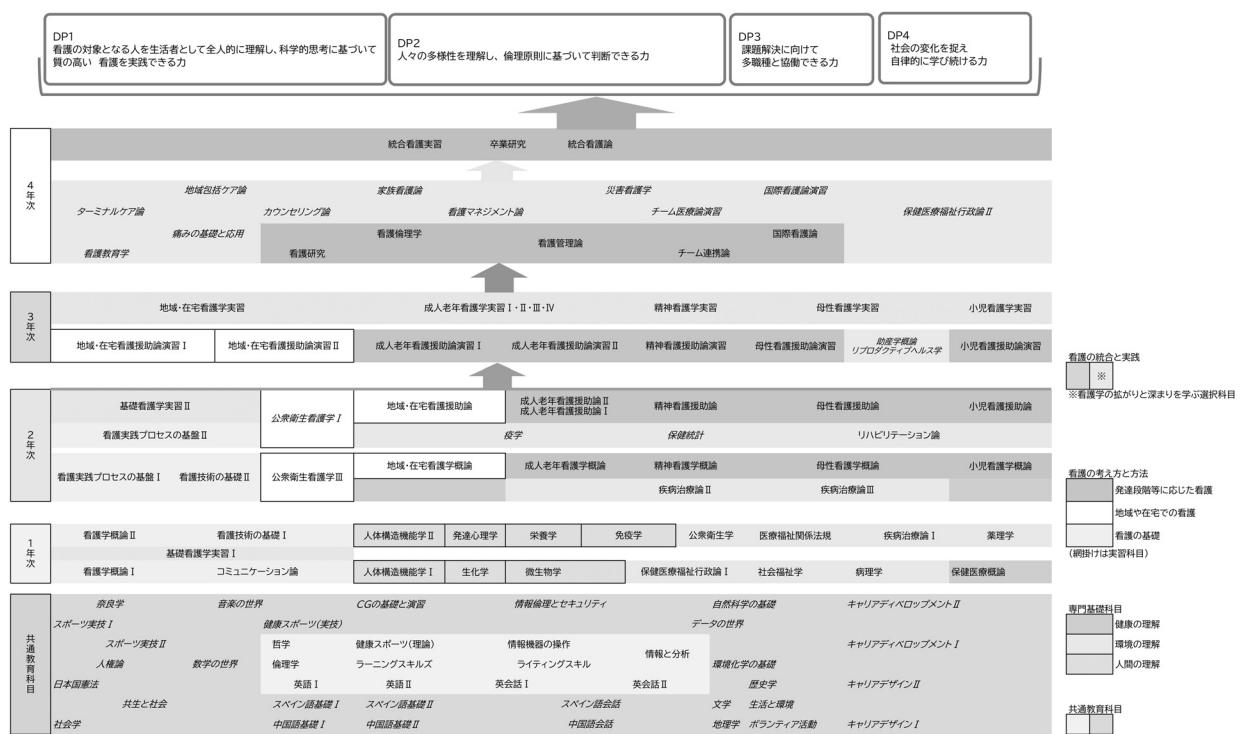


図1 看護学科カリキュラムツリー

文献 (References)

- 厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」令和元年10月15日
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557405.pdf> (2022年8月8日閲覧)
- 文部科学省大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会「看護学教育モデル・コア・カリキュラム～『学士課程においてコアとなる看護実践能力』の修得を目指した学修目標～」平成29年10月
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afIELDfile/2017/10/31/1217788_3.pdf (2022年8月8日閲覧)
- 一般社団法人日本看護系大学協議会「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」平成30年6月 <https://www.janpu.or.jp/file/corecompetency.pdf> (2022年8月8日閲覧)